建設経済常任委員会記録

平成26年8月28日(木)

場所:鳥栖市議会 第3委員会室

平成 26 年 8 月 28 日 日程

月	日	摘	
		所管事務調査	
		都市計画について (都市整備課)	
8月28日	(木)	線引きの廃止について (")	
		道路行政について (")	
			〔質疑〕

1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆

副委員長 江副 康成

委員 齊藤 正治 中川原豊志 西依 義規

樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

委員 森山 林 内川 隆則

3 委員会条例第19条による説明員氏名

建 設 部 長 詫間 聡 建 設 課 長 内田 又二 管 理 係 長 牛嶋 英彦 都 市 整 備課 長 野田 浩 課長補佐兼都市計画係長 実本 和彦 課長補佐兼公園緑地係長 古賀 芳次 〃 課長補佐兼新幹線対策係長 佐藤 晃一 国道 • 交通 対策 課 長 小柳 誠 "課長補佐兼道路·交通政策係長 豊増 秀文

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 日程

所管事務調査

都市計画について(都市整備課) 線引きの廃止について(") 道路行政について(")

6 傍聴者

下田 寛議員



開会

午後1時9分

開議

藤田昌隆委員長

それではただいまから建設経済常任委員会を開会します。

本日は、前回に引き続き当委員会の所管に関する事務の調査を行います。

あらかじめお知らせしましたとおり、お手元の議題に沿って進めていきたいと思います。

先般、委員会の中で、メリットとかデメリット、あの部分もあるし、それも踏まえて、報 告のほうをよろしくお願いします。

∞

- 1 都市計画について
- 2 線引きの廃止について

藤田昌隆委員長

それでは最初に、都市計画について及び線引きの廃止についてを一括議題とします。

野田 浩都市整備課長

8月 18 日の建設経済常任委員会のときにお答えしました開発行為の権限移譲についての検討状況でございます。

平成23年の1月から、佐賀県と開発行為における最低敷地面積基準の見直しに関する協議の中で、鳥栖市への開発行為の権限移譲を求められた経緯がございます。

平成23、24年と協議を行いまして、最終的に平成24年の6月11日、市長、副市長、総務部長、建設部長、総合政策課長、都市整備課長、あと都市整備課職員と協議をいたしまして、協議内容といたしましては、権限は受けないと。理由といたしまして、開発行為は、建築物を建てる前提の行為となるため、連携して進めていくことが必要である。開発行為と建築許可とセットで権限を受ける必要があるのではないかと。

現在は、土木事務で、双方相談をすることができるが、開発行為は市、建築確認は土木事務所となり、利用者にとっても不利益となると。

あと権限移譲を受ける人員体制の問題でございます。建築確認事務を行うためには、数名の建築主事、佐賀市では3名配置されております。建築主事になるためには、一級建築士合

格者が2年以上の建築確認事務の実務経験を行い、さらに国家試験に合格し国に登録される 必要がございます。

開発行為と建築確認の双方を市で事務処理するためには、建築主事を含むかなりの職員を 配置する必要がございます。佐賀市におきましては、別の業務もあるんでしょうが、29名体 制で行っておられるところでございます。

権限移譲を受けた場合、市の収入は確認申請の費用 460 万円程度であるため、費用対効果の面でもメリットがないのではないかという状況でございます。

開発行為の権限移譲の検討状況につきましては以上でございます。

もう一つございました線引き制度を用いたことによるデメリットでございます。

これは、前回の委員会の資料、ページ 14 に線引き廃止することによる影響、その裏返しになる部分でございます。

まず、都市計画による区域区分、その中の市街化調整区域では、自由に住宅が建てられない、私権が制限されることになります。調整区域での開発許可に費用や期間がかかる。

次に、市街化調整区域の既存集落等において、コミュニティの維持が困難となる可能性もあると。

調整区域の外側、都市計画区域外など、規制の緩い地域での開発が誘発されやすい。区域 外というと、鳥栖東部でいうと、みやき町っていうことになります。

以上が、前回の宿題をいただいておった分でございます。

藤田昌隆委員長

ほかありますか。

今の、前回の宿題の回答が出ましたが、これは齊藤議員のほうから第1問目は出たと思う んですが、今の回答……

野田 浩都市整備課長

続きでございます。

開発行為につきましては、開発許可の手引が修正されておりまして、街区の大きさは決まった基準がございます。一戸建ての住宅の1画地の面積が200平米から300平米程度の規模を標準とすると。ただし地形、周辺土地利用の状況、住宅の需要関係等から、上記によることが困難、もしくは不適当な場合においては、1画地の面積を180平米以上としますと。なお、この場合、180平米に満たない残地を生ずる場合においては、165平米を目安に分譲することが可能という県の開発許可の基準が見直されているところでございます。

齊藤正治委員

今のは、過去の経過がそうであったということを御報告いただいたということだろう思う

んですね。

こないだ私が質問しとったのは、開発行為の分だけと、建築許可の分を分けて、権限移譲を受けたらどうかというようなことを、私は質問しとったと思うんですけども、それについての御答弁をお願いし……。

野田 浩都市整備課長

先ほど検討状況の中で申し上げました……、ちょっとお待ちください。

執行体制の中で、開発技術基準を満たしているかの判断、構造、排水、雨水の流量、構造 計算など審査できる技術員も必要になってきます。

あと、開発地区の判断や開発許可の要否、建築物の用途などの判断は、確認申請事務をあ つかう建築主事が判断する部分もございます。それと、開発地区によっては県管理の公共施 設との調整が必要となりますことから、市のほうとしては、セットで受けなければメリット がないという判断をしているに至ったというところでございます

齊藤正治委員

この議論をね、ずっとしようと思ってないけども、開発許可に対する、許可権限を持っとるか持っとらんかっていうよりも、開発許可はこういうふうに、鳥栖市としては、例えば県が許可したやつを改めてまた、恐らく同意かなんか知りませんけども、そういうのを送られてきて、それを合意しましたかどうか知りませんが、そういう形で恐らく出してると思うんですよね、今でも。

だから、先ほどのやつは、あくまでもこれは面積要件が 200 平米のやつを 180 平米以上に したということで、いわゆる県も指導基準でやってるわけよね。

だからそういったことから考えてみると、開発許可に対する、まちづくりに対する考え方は、許可を持とうと持つまいと、それぐらいのきちんとした知識を持っとかんといかんというのは、恐らく今もお持ちだと思う、で、それをやってと思う。

特別に、その人員をふやさないかんというのは、ひょっとしたらあるのかもしらんけど、 それなりの専門的な知識を持っていれば、それを権限をもらわんでも、恐らくこういうこと ですよということで、県に上げていけば、当然できる話ではなかろうかと思いますけども、 それはいかがですか。

野田 浩都市整備課長

一つは、開発許可で市独自の技術基準等の緩和を行ったとしても、市には開発審査会を定める権限がございません。よって、県の開発審査会を受けるようになりますので、県の開発審査会の要綱に、住居系であれば2ランクダウンまでオーケーですよとかいう、その辺は全然かかわってこないことになりますんで、市の方針は余り反映されないのではないかなとい

うところでございます。

藤田昌隆委員長

はい、ごめん。はいどうぞ。(携帯電話の着信音あり)

じゃあ、ちょっとその間に私が……。よろしいですか。

基本的に、今、セットじゃあないとだめというような言い方されましたけど、私も自分の市の方向性っていうか、まちづくりは自分のところできちんと声を上げてやりたいと。県から言われたからやるやなくて、自分たちはこういうまちづくりをしたいから、こういう開発をせないかんとか、そういう意見をね、今まで全然上がってなかったんで、上げていこうということだと私は思ってるんですよね。

ですから、御答弁ありましたけど、いや、これ結局、最終的には県の審査会のどうのこうのと言われましたけど、その声が、鳥栖市の声が県に上がってないっち。県からおりてきた分だけっていうことじゃいかんから、そういったその権限移譲とかね、その辺が出てきてると思うんですよね。

何かこう、もっと自分の市は自分でつくると。自分たちでつくり上げるということが、欠けてるんじゃないかなっていうふうに、ちょっとそういうふうに感じました。

以上です。すいません。

齊藤正治委員

県の開発審査会の、開発審査会にかけにゃいかん基準っちゅうのはあるわけでしょ。全て 小規模開発でもかけにゃいかんっていうことですかね、その面積……。

野田 浩都市整備課長

大規模開発っていうことになると思いますけど。

ちょっと 1,000 平米以上……、市街化区域であれば、1,000 平米以上。そこまでかけるのかちゅうのは、ちょっと私も……。

齊藤正治委員

問題はそこなんですね。県の開発審査会にかけにゃいかん分については、当然時間がかかるかもしらんけど、県の開発審査にかけなくていいやつは、ある程度、あくまでも恐らくその指導基準でね、県の指導基準によって、ずっと許可を恐らくおろしてるだろうと思うんですね。それと同じことだと思うんですね。

だからその中で、鳥栖市がどういうふうに、例えば道路がこれの、道路側はこういうふうにつくりなさい、こういうふうにつくりなさいっちゅうのは、ある程度県の、もうほとんど大体決まりがありますから、その指導基準があるから、それに沿ってやっていれば、決して県まで開発基準をね、開発審査会にかけなにゃいかん、全てがそうであるということにはな

らないというように思っとりますけど、そういう理解でいいんですかね。それから……。

藤田昌隆委員長

どうします。答弁しますか。

齊藤正治委員

それから、こないだ、県のほうに行って申し上げてきたことは、いわゆる線引きを外した場合に、結局、極端な話言うと、鳥栖市独自のマスタープランをつくって、マスタープランの中に、うちが区域を外しますと、いたしませんということを1項目入れて、そして用途地域を定めて、あとは、いわゆる今、県がやってるような指導基準をきちんとつくって、どういうふうにしてったら、これは開発許可ができますよっというやつをつくっていけば一番短くて簡単な方法はね、それでできるでしょうって、言うてきたばってんが、でけんっちゃ言わっしゃれんけん、恐らくできとっと思うんですけども、そういう形で恐らくできるとだと思うんですよね。あとはもう県のほうはどういうふうに判断するかっちゅう話だけの話であって。

だからそういう一番簡略な方法、そりゃもういろいろ言われましたけどね、区域区分、地区計画を……、ところが地区計画ばつくりよったらね、例えば鳥栖の、考えてみますと、今、50 戸連たん制度をとってるとこ、20 町区ね、対象地域としてあるわけやないですか。20 町区のね、地区計画をつくらにゃいかんわけですよ、それだけで。

それを、地区計画つくったからって住民が 100%あれは……、100%までいかなくて、4分の3か、3分の2か知りませんけども、それぐらい了解がないととれないわけですよ、実際、地区計画っていうのは、できないわけですよ。そこまで、そんな手間暇かけてからするような話じゃないでしょうと。

県も 10 市ある中で、佐賀県と、佐賀市と鳥栖ぐらいの話じゃないですかって、ほかの伊万里、唐津、鹿島、多久、全部、普通にそういったものを線引きなしでやって、まちづくりがきちんとやってますよと。どこが、ね、いわゆるその野放図な開発をやってますかっていう、そういったことはありませんと、それはもうはっきりと、それは県の認識としてあるわけですね。

あとは、問題は、県とうちがどういう刷り合わせをしていくかというところにかかっているというように、私は理解していますけど、いかがでございますかね。

野田 浩都市整備課長

県内の未線引きの部分につきましては、鳥栖市が持つ地理的優位性とかそういうのも勘案 すると、一概に一緒のテーブルには立てないんじゃないかなと、つけないんじゃないかなと いうふうに思いますが。

齊藤正治委員

政治家の発言をしてもらったらちょっと困るんですけどね。

もうちょっと、何で鳥栖市がね、優位性を持ってるかっていう話ですよね。それは、昭和 48 年以前からも優位性は持っとったわけですよ、もともとが、鳥栖市になったときに。

ただ単に、国がやっぱり右肩上がりの人口増も経済も右肩上がりになってきた環境になってきたから、恐らく乱開発ができるだろうと、されるだろうと。それを抑えるために、そういう久留米があったから、うちはその影響を受けて、小郡もそうですけども、受けてしてきたわけやないですか。

だけど久留米が、なら、うちのことをね、一生懸命考えているかっていうと、そうじゃないですよね。久留米は我がよかごとしかしていきよらん。なら、うちもね、よわよかごとしていきよかんぎんと競争に負けるわけですよ。それが先ほど、開発許可と建築基準法の面積要件の200平米を180平米にして、なおかつ160平米で、久留米とか小郡とかっていうのは、こういうのはね、もうそういうふうにしていかないと、土地の価格が上がったら、家建てられない。そういうふうになってるわけ。それとうちは競争していかにゃいかんわけですよ。

だから、ここ恐らく 180 平米でいいというように、県も指導基準の中で、そういうふうに なったというように、私は理解してますけどね。

だからそういったことからしたら、当然やっぱり久留米と相対していくためには、きちんとやっぱり鳥栖市も鳥栖市なりのやっぱりまちづくりをどうしていくかっていうことをきちんと検討していきながら、検討とともに、すぐ恐らく県が、ほんなら、ううんってから言うかどうかっていうのは、これはまた別の話やけど、そういう気持ちの中でしていかんことには、県はいつまでたっても、今んとこは、凸凹しとっとばちょっとするか、ちょろっとここら辺があれやんけん、ちょっと広めるかって、線ばちょろっと引き直すぐらいの考え方しか持っておりませんよ。

だからそういうことからして、もうちょっとやっぱり、自分たちのあれはね、まちは自分 たちでつくるっていう意識を、職員の方もそうですけども、もう議員もやっぱりそういった ことは持っとかにゃいかん……、気がしてます……。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

答弁なし。

ほかには。

江副康成委員

答弁なしっていいますか、結局、執行部に求めても、県の、今、線引き制度で、鳥栖の部分は維持しますというような方針が出てる中において、そういう、鳥栖市独自の認識を求めてるのかどうか……、なかなか答えづらいんじゃないかなと私は思います。

結局、齊藤議員の、線引きを外すという論拠を一生懸命展開されてるわけだけんですよ、 それに対して答弁求めても、いかがかなというふうにちょっと思います、一つはね。

で、あと一つが、何と言いますかね、今、線引きを外した場合に、今、人、モノ――何て言うかな――安倍総理が本部長とする人とモノと、何やったかな、物づくりとまちづくりですかね。何か、今、立ち上げてますよね、何かね新しいやつを。きのうのニュースか、出てたんですけども。

あれからすると 20 万人以上の中核都市を中心として、地方をつくりかえるというような話があった場合に、鳥栖市がこういう線引きをはずしてね、うやむやとなった場合には、佐賀市と久留米市に、ね、集約されて、何が何かわからない……

藤田昌隆委員長

コーヒーカップちょっと前にやらんね。落ちそう。

江副康成委員

そういう状況でもあるわけですよ。

だから私は、線引きを外すというやつが全く方法としてないというわけにはないと思うけども、例えば、私も安曇野に行きました。どういう状況で線引きを外してやったかというと、 鳥栖、こっちのほうで言えば、結局、鳥栖と基山とみやきと上峰、合併したときに、いろい ろな都市計画のさまざまな体系がある中で、一つにまとめる方法としてやったというような 話なんですよね。

そういうシチュエーションでやるならばいいんですけども、鳥栖市独自で線引きを外すということは、基本的にはもう線引きして計画立ててやろうとしたけども、途中で断念したというところ。

荒尾市もね、結局は、ああいうところ外したのは、産業衰退、結局人口の減少、そういったところで線引きを外して、もうあとは、特にね、そういういろいろ、都市、積極的なやつはしませんというような話でやってるわけやけんですね。

そういったとこ冷静に考えないと、一方的に、何かな、線引きを外したらパラダイスというような論拠はいかがかなと、私は思いますけどですね。

これちょっと自由討議的な話になってきますかもしれませんけどですね。

齊藤正治委員

私に対する話だと思いますけど。

荒尾市の場合は、線引きが指定されて 10 年後に、もう要望書を、廃止する要望書を出してるわけですよ、ね。ということは、それだけ線引きがいかに邪魔になったかという話ですよ。

だから、衰退する前とか後とかっていう話じゃなくって、もう既に衰退しとっとかどうか わかりませんけども、それぐらいの認識でやってるっていうことですよ。

だから、それだけ、結局ね、荒尾市そのものがどういう状況だったかわかりませんよ、私 もそのときおったわけではないけども。

だけど、そのときはやっぱり県も、きちんと協力をしてくれたと、理解し……。

もう一つさきほどの話でいくとね、要するに県に対して、物言うのはもう議員しかおらん わけですよ。議員が言うていかにゃこてね、あなたも執行部と一緒のごとなってしもうとっ たらね、もう議員って要らんわけですよ。だから議員は何を認識していくかっちゅうとやっ ぱり将来に対するまちづくりの話ですよね。それをどう認識していって、例えば権力者に何 を言うかっていう話だけの話ですよ。

江副康成委員

まず荒尾市の場合は、結局、大牟田市という大きな、昔ね、石炭の産業のそういう抱えたところの大きな町があって、それがエネルギー革命っちゅうか、結局、衰退していって、結局は、隣町、結局、久留米が大きいから、鳥栖も線引きせんといかんと、合わせて。大牟田が大きな町だから、荒尾もせんといかんといったときに、大牟田が落っこちて、そして、荒尾もそういったところのあおりを受けてやったと。

鳥栖の場合は、久留米は、今、その昔ほどの勢いがあるかどうかは別として、まだまだね、維持されているまちですよ、どちらかというと。そういう状況の中において、荒尾と大牟田、 鳥栖と久留米を同一に論じたらいかがかなというふうに私は思います。

あと一つが、私は、言ってるのは、別に県に物言わんじゃなくて、私はどちらかというと物言うタイプの人間やけども、今あらかじめね、どちらかというと、何かな、昭和48年にこういう線引きやって、その中で、本当にやるべきことを本当にやったのかというところで、何かな、そこにのっとって、何かな、変えんといかんところは変えて、まちをつくっていく、そういった方向に持っていく、何かな、土俵なくして、自由に相撲とるんじゃなくて、土俵はあるけども、そこでいいパフォーマンスを上げるように努力すべきじゃないかというふうに私は言っているということです。

藤田昌隆委員長

いいですね。

齊藤正治委員

江副議員との議論はね、別に置いていいけど、あなたがさっき言うごと、今まで何しよっ

たかっちゅう話ですよ。だから今、そがんなってるけんが、今これを言わないといけないと いうことで、それから久留米はね、合併して維持してるだけの話ですよ。

それをね、だから言いよっちゃないですか、久留米とか、大牟田がね、もともと、例えば 親になってからしとったんだけど、子ば一向に見やしませんやったでしょうがっていう話で すよ。久留米は久留米のよかごと、大牟田は大牟田のよかごとじゃなかですか。

だから行政っちゅうのは……、だから行政の壁があるから、うちはうちできちんとやっぱりそういう自立できる体制をつくらにゃいかんですよという話ですよ。

だからここん中でね、いつまでも議員同士で……、せっかく執行部お見えいただいとるんだから、執行部……。いわゆるね、76町区ある中で、恐らく四十数町区ね、人口減少してきてると思うんですけど、もう5年前から。それについてね、じゃあ具体的に、それをどうやってしようと、人口をふやそうと思いよっとですか。そういう考え方について、どれだけ議論をされてきたかです。

藤田昌隆委員長

答えられますか。これは部長が、私は答えるべきと思いますが、いかがでしょうか。 できる。

詫間 聡建設部長

齊藤委員の人口減の問題で、執行部側として論議を行ってきたかという話でございます。

6月議会等でも、一般質問等の中で質疑等もいただいたところでございますけれども、私 の記憶といたしまして、明確な回答はなされてないというふうな認識でございます。

確かに本市の人口としまして、7万2,000人超過をいたしておりました。数字的に町区の分析等をした後、じゃあ都市計画区域の拡張に伴ったところで、どのような地域がふえた、人口がふえた地域なのか。減少地域がどういった要因であるのかというふうなところは担当者レベルの中では、分析等は行ってきておるかと思います。

確かに、開発等に伴いまして、昭和48年からの線引きから区画整理区域で開発した部分、 北部丘陵に対する分の開発、そちらの町区については、確かに人口の増というのは見えてお るというふうな認識をいたしております。

また、市街化区域内の中でも人口増が顕著に見れるところは、マンション等の建設等に伴うところでの民間開発等である人口増等があるものと認識しておりまして、現時点において、 先ほど冒頭申し上げましたとおり、執行部の中での他部門、建設部だけではなく、全庁的な 論議というのは、いたしておるところではございません。

先ほど申し上げたとおり、建設部の担当者のレベルの中では、そういった細かいところの 分析は行っておると認識はいたしておるところでございます。 以上でございます。

齊藤正治委員

恐らく一般質問したときに、鳥栖市の人口全体としてはずっとふえてきてますよね。 ところが、個別に見るとやっぱり減ってる町区がね、こういうふうに、先ほど言うように、 4割も、それから6割ぐらいの近い数字がもう四十数町区上がってきてるわけですよね。 だから、そういったところに対する認識を、例えば今の首長が、その指導力を持って、じゃあここをどうしていこうああしていこうといったことは、恐らくないと思うんですね。

もう都市計画……、だから、それをずっと詰めていきながら、ようやくつくっていたのが50 戸連たんになってきたんでしょうけども、その50 戸連たんもやはり、そのね、20 カ所ほどの候補地というか、鳥栖市内でそれだけ50 戸連たんをしなくちゃいけないような地域があるっちゅういうことでしょうけども、それにしても、何一つ手を挙げてこなかったというようなことから考えてみると、やっぱりそのメリットが50 戸連たんという、今のところ最後の救済制度みたいな話やけど。だけど、これはもともとずっと、都市計画をずっと、だからそういったことも含めて、ずっと見ていきよっと、要するに、農村地帯のための都市計画やない、基本的に。だからずっともう、農業政策でどうのこうのってから、こう言ってから、担い手づくりとか、いろいろ言いますけども、それは表ではそう言ってるけど、現実的にはね、担い手になろうとしたってなれないんですよ、これ。もうずっとその土地のあれを届いていけばね、前から言ってるように。

だからそういったことを考えてみると、やっぱりこの法律そのものに、こういった集落の 活性化っていうのがうたわれてない。だからやっぱり国も、この都市計画の線引きの選択制 をやっぱり選んだんだと思うんですよね。

だから、それをやっぱり選択制にしたから、今、やっぱりこういった議論がやっぱりなされるようになったというようなことだと思うんです。

だから、今、私は大いにこの議論というのはね、どんどんしていきながら、やっぱり県に物をどんどん言っていかんことには、それまでは、全然やっぱり、県も受け付けもしなかったわけですから、そういうことをね、やっぱり、逆に言えば、執行部の中でももっとやっぱり、その議論をしていかないといけないというように思っておりますけども。

だから、現実はもうそういうことですよね。今までやってきてなかったっていうのが。だ から今どうするんだっていう話ですよって私は思いますけども。

詫間 聡建設部長

はい、今の意見を踏まえまして、確かに鳥栖市の人口という7万2,000人、人口増加は顕著でございます。建設部での分析等を行っておるというところを申し上げましたけれども、

これも教育行政並びに農林行政踏まえたところで、例えば弥生が丘小学校というのはもうクラス増、どんどんふえてきておると。北小学校についても、クラスが満杯になってくると。 片や田代小学校は減少になっておる、基里小学校も減少だと。

そういったところを逆に人口の増減を見たところによりますと、教育行政の中でも、そういった学校別、校区別においても、ふえるところもあれば減少しているっていうのが、実際にあらわれてきてると思います。

先ほど言われた農林行政についても、後継者育成関係の事業関係もやっておりますけれども、その担い手に対して、どこに居住をするのかっていうの趣旨でもあるのかなということで思ったところでございました。農林行政ということでもやっておる中で、新たにそういった50 戸連たんというのも考えるべきだということはちょっと改めて認識をさせていただいたところでございます。

今後、建設部だけではなく、総務、文教、厚生、経済等も含めましたところで、全庁的な 論議ができればというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

基本的には、私たちがもう一番いいお手本になるのは、こぎゃなこと言うちゃいかんけど、 基山のけやき台ですよ。端的にもうあそこはね、もう今や、本当に高齢化して、もう夫婦2 人いるかいないかぐらい。それでずっと人口減少して、若基小学校っていうのがね、もう閉 校までいってないでしょうけども、非常に少なくなっている。

そういったところを見てみるときに、やはり何と言いますかね、都市計画制度そのものは どちらかって言うと、もう前も言ったかもしれませんけど、核家族化を促進してこざるを得 なかったという、所得面においてもいろんな面において。

だからそうじゃなしに、やっぱり2世代、3世代が住めるようなとこつくっていけば、急激にこんで、鈍化していきながらそういうものが出てくる、発生するであろうと、それはもうその自然現象の中でいくわけですから、それはもうしょうがないことだと思うんですけどね。

これから先ずっと低所得、もう所得というのはもうふえないわけですから、横ばいか若干上がる、そういった話になってくるときに、高いところの団地っていうのは、なかなかやっぱもう今4,000万円、5,000万円の話ですから、だから売れなくなる。

だからそういったことから考えると、やっぱり地域にずっと入っていってて、もともとおって、おった人たちが自分の孫とか曾孫とかに帰ってきてもらうっていうのが、一番、私は理想的な姿ではなかろうかというふうに思いますけどね。

そこら辺も含めて検討していただきたいと……。

藤田昌隆委員長

ほかに。

中川原豊志委員

先ほどからずっとお話を聞いておりましたけども、なかなか前に、僕は正直進まないのかなというふうに思っております。

で、担当課レベルでわかりましたという判断ももちろんできないでしょうし、ただ、部長のほうで今、答弁なさったように、今後の鳥栖市を見据えた中で、建設部だけじゃなくって、 各課との連携を図るというふうな話がありました。

これをいつまでにどこと調整してやっていくのかという具体例を出してもらうような形の、 その中で都市計画、線引きあるんですけども、先般の話の中でも、鳥栖のマスタープランが まだないというふうな話もありました。

マスタープランをね、早急に立てる仕組みをつくってほしいな。それによって、本当にこの今の都市計画、この線引きがそのとおりでいいのかどうか、もしくは、やっぱり邪魔になんのか、一部でも変更したがいいのか、全部変更したがいいのか、そういったものが具体化するんじゃないかな、思うんですよ。

早急に鳥栖のマスタープランをつくることができないのかな、調整してもらうことができないのかなというふうに思っています。

それから、再度、この論議をしたがいいのかなというふうに、私はちょっと思ったとこで ございます。

まず、そのマスタープラン等についての計画性があるのかどうか、まずお答えを願います。

野田 浩都市整備課長

御存じのように、市のマスタープランということじゃなくて、市の総合計画を補完する市のマスタープランというのは、これから絶対必要になってくるものと認識しております。

藤田昌隆委員長

で、終わり……。(発言する者あり)

野田 浩都市整備課長

現在のところは、まだ検討にする段階というところでございます。

藤田昌隆委員長

じゃあ、よか、はい。

今、ないと、いやだから、必要というふうな認識があるというふうに、今、お答えありま したよね。だから必要と思ったら、そういうのをどんどん庁内に、例えば部門長会議とか、 ね、そういうものにどんどん出していって、問題提起をしないと、自分は思ってますと、こ ういうときの答弁じゃ思ってますと言っても、それが実際に具体化しませんよね、言わない と。

だから私は市の執行部の中で一番権限あるのは、権限あるっていうか、問題提起が一番できるのは部長会議というふうに認識してますし、そういう場所でね、自分でそういうふうに課長さんとか次長さんが、自分の上司である部長に、ね、こういうこと考えてると、これは必要だと言う……、必要だと思ってたらよ、がんがん上げていって、それを、庁内でいろんな形で具体化するようなものに持っていかないと、いやいや答弁じゃ必要かと思いますと言いながら……、それじゃ何も進みませんよね、今、聞いた……。

そういうことで、ぜひこれはもうお願いですよ。自分で……、皆さんも、ここおられる全員そうですが、いやこれはしたがいいと、鳥栖市のためになるとかね、そういうやつはどんどん上げてほしいんですね。自分だけで思ってるんじゃなくて、いやこれはこうしたがいいですよと、それが鳥栖市の活性化につながると思うんですよね。

ちょっとはい、どうぞ、何か反論があるなら、どうぞ。

詫間 聡建設部長

今のマスタープランの関係のお話でございます。

今、担当課長のほうから御答弁申し上げましたけれども、委員長のほうからも言われまして、総合計画の中での位置づけということに、これなってくると思います。

そういった中、総合計画委員会というのを全庁的に開催をいたしております。その中でも、 私もそのメンバーでございまして、現在、この建設経済常任委員会で論議していただいてお ります都市計画並びに線引きの廃止、この委員会での論議を踏まえまして執行部側というこ とは受けとめまして、今後、総合計画委員会の議題の中に上げることによって、本市の中の 総合計画の位置づけ的なものに持っていくということは検討できると思っております。

そういった中で、執行部側の考え方、今後やってきた行政に対すること、それとあと委員会で論議いただいたことを集約しながら、今後の鳥栖市の行政のためにいくことは可能でございます。

そういった意味で、本日においては、きょう委員さん2人欠席でございます。この都市計画の関係、線引きの廃止についても、今回限りではなく、また、継続的に論議がされると思いますので、集約があった段階において、総合計画委員会の中に議題として上げるようなことは、今後検討していきたいと思っておるとこでございます。

そういったことで、今回の都市計画について並びに線引きの廃止について、皆様方からの 意見をちょうだいしている最中でございますので、そういったことを踏まえながら、この建 設経済常任委員会での論議をお願いしたいと思っておるところでございます。

執行部側といたしましても、そういった意見を踏まえながら、今後、庁内の合意、先ほど 申し上げましたとおり、建設部だけではなく、各担当部署の中での連携を図りながらやって いきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

すいません、ちょっとお聞きしたいんですけども、鳥栖市に、今、マスタープランないというような話をずっと話しされてるんですけども、そういう意味合いが、十分なマスタープランがないというか、これからどうしようかというマスタープランがないという話なのか、あるいは、平成16年に鳥栖市のマスタープラン、何かありますよね。あれはもう生きてないのか。含めて、そういった、その辺りどういう認識でマスタープランがないと言い切りながら話されてるのかというのがよくわかんないんですけど、御答弁できますか。

野田 浩都市整備課長

鳥栖市のマスタープランがないということではなくて、総合計画がございます。総合計画 がマスタープランのかわりになっていると。

だから決してないわけじゃないんです。ただ、都市計画の鳥栖市マスタープランとしてないだけであって。

江副康成委員

鳥栖基山の地域のマスタープランって、この、何かな、絵が入ってるやつあるじゃないですか。鳥栖駅と新鳥栖駅に矢印で軸をつくるという話が。

それに合わせて、A、B、C、Dを何かゾーニングしたようなやつがありますよね。あれが私は都市計画上のマスタープランなのかなと。ただそれが十分じゃないという意味での、結局、平成16年につくって、それから変わってないのかなという、すいません途中から入られたもんでよくわかんないんですけども、そういった意味で、アップトゥーデートっていうか、そのあたりの、何て言いますか、見直しが進められてないという意味で、十分なマスタープランがないという意味なんすかね。

あのマスタープランはもう生きてないんですかね、ほんならね。

野田 浩都市整備課長

鳥栖基山の分につきましては、県が作成した区域マスでございます。

で、あのA、B、Cってあるゾーニングしたやつが、市のマスタープランにかわる総合計画でございます。

藤田昌隆委員長

意味わかり……、わかりますよね。(発言する者あり)わからん。

野田 浩都市整備課長

市のマスタープランを作成しておりませんので、総合計画が、市のマスタープランってい うことになります。だから、市にマスタープランでなくて総合計画……。(発言する者あり)

齊藤正治委員

県が権限ば握っとるけんが、それを外さんことには、うちはどうにもされんとですよこれは、基本的に。

だから、ここで幾ら執行部はいろいろ言うたって、でけんとじゃん。そいけんが県に言わ にゃいかんけんが、こういう議論をしよるわけであって、もうこの人たちだけでよかなら、 もうね、すぐどんどん詰めてよかとばってん、そういうわけいかんとですよ、これは。

藤田昌隆委員長

だから要するにこの委員会は、きちんと委員会として、また、最終的には議会として、それから市と、それから民間、そういうところとね、何遍も言うじゃないですか、今回の委員会のこのいろんな議題を話してるのは、きちんとした形で、今までやってなかったことやりましょうと、一緒になってやりましょうというスタンスのもとに、この議論っていうか、この時間を設けてるんですよね。

ですんで、今はいいですよ、どんどん言って、もう何でも言っていいし、その中できちんとまとめたら、委員会としてきちんとまとめて、そして執行部にももちろん、そういった三位一体で、企業も入ってもいいし、ね、そういう形で県に届けてやっていこうということですよね。

だからそのための、今、議論ですよ。

西依義規委員

すいません、大前提の話で、私、前回の議論のちょっと続きで、昭和 48 年にこの線引きを したときに、昔の記事を読んだら、ここの前で、農家の方があった決起集会を開き、こんな 悪法をするなと、議会にも要請があって、そういった時代の流れで結局、この線引きは市街 化区域も調整区域も両方不幸だっていうふうに、その当時の農家の方々が書いてあったのを 見たんですよ。その新都市計画法についてですね。

で、結局、全国的にこの線引きをしてなくて、さっきおっしゃったような時代背景がある 地域だけをされて、これは、線引きを廃止することによる影響は書かれてるけど、線引きを 廃止してしまったことによる影響を自己分析されてないような気がするんですよね。線引き をしてしまった鳥栖市。

ずっと歴史を読めと先輩議員によく言われるんですよね、昔の市報とかを読むと、昔、例

えば山下市長のときには、7万5,000人はもう多分既に到達してるんですよ、計画では。多 分調べてもらったらわかると思うんですけど。

7万5,000人まだ平成26年達成してないんですよね、うちは。どっかでスタジアムなり、駅前開発なりで変わったと思うんですけど、私は、もう一回ここまで、昭和48年まで戻れとは言わんけど、平成元年ぐらいからもう一回戻って、本当にこの線引きが与えた影響というのが、してしまった鳥栖市っていう、と、しなかった場合の鳥栖市ってあると思うんですよ。

そういうことはやっぱりその、結局、諸先輩方が線引きしてしまったことには、何も問わなくてではいけないかなと思うんすけど、その辺の分析とかはされましたかね。

もしこれ線引きがなかった場合、鳥栖市ってどうなっとったんやろうって、やっぱりここに書かれてるような無秩序な開発が行われましたかね。そこはどうなんですかね。

藤田昌隆委員長

答えられますか。(発言する者あり)

野田 浩都市整備課長

昭和 48 年に線引きをしたメリットと、せんやったらどげんなっとっやろかっていうのは、 言われるように、鳥栖ジャンクションという地の利もあり、多分スプロール化が進んでいる と思います、私は。(発言する者あり)

もう一つ、線引きを廃止した自治体ですかね、それは人口減少とか産業の衰退とかいう理 由で、線引きを廃止されておりますが、廃止したことによって、人口増につながった自治体 というのは、もうごくまれだという分析結果は出ております。

西依義規委員

結局、資料が、少し、まやかしとまで言いませんけど……

藤田昌隆委員長

偏ってると。

西依義規委員

そうですね、見方が、いいネタが――違います、これ平等に出されてます。

ここだけ信じるともう、県と鳥栖市が今やられる分は、もうもっともなことに思えるんで、 果たしてそうかなと思うと、しなかった部分はじゃあ考えてないと。

あと、僕は、線引きすることによって、鳥栖市、駅を周辺の、中心市街地に、あそこを真ん中にして、鳥栖市全体をまちづくりしようと思ったと思うんですよ、線引きによって。だから外側のほうが線がありますよね、外側に向けて。

要は、昔、合併した田代であり麓であり、ちっちゃな村の役場の前のっていうところは、だんだん市街化から周辺になった、そういうまちをつくろうとしたんですよね。違うんです

かね。

それを、私は、無秩序にそれを廃止せれっていうのは反対ですよ。それは続けてほしいんですよ。もちろんこんな狭い鳥栖市を、また分散しても一緒なんで。

ただ、私は市街地と非市街地、調整、市街地を抑制することと市街地の線引きがもう、余り役に立ってないんじゃないかなっていうので、中心市街地はより拠点的な中心市街地にすべき、もっとすべきですけど、普通の一般市街地は、今、調整区域と言われてるとことあんまり変わらないので、市街地を広げるという案も、線引き、廃止じゃないですよね、拡大、市街地拡大っていう案も、一つ入れて、もう一つ……

藤田昌隆委員長

見直しでしょ、見直し。

西依義規委員

見直しですね、見直しですね。

と、時代的要素を見ると、当時の久留米の話と今、福岡市の流入人口が今、140 万人ぐらいですかね。札幌と福岡だけがごんごんごんごん、要はこれ、九州中から若者を集めてるわけですよね、福岡市に。

で、彼らはだんだん就職して結婚するとどっかに住もうと探すわけですよね。その受け皿に、せっかくこんなに地理的あるのに、鳥栖市がそういったところを、何か広げる、抑制……、市街地を抑制せないかんっていう立場に立つのがちょっと、わからないんですけど、それはやはり今の人口をふやさなくて住みよいまちをしたいのか、やっぱりもっとふやした住みよいまちなのかっていう、鳥栖市の姿勢はどこにあるんですかね。人口はぼんぼんふやそうと思われてる……。

野田 浩都市整備課長

人口がふえるっていうことは、5年に1回の基礎調で分析して、市街化区域の拡大ってい うことになります。

だから人口がふえてないと市街化区域の拡大も見込めないと。(「逆なんですね」と呼ぶ者あり)はい。だから、7万2,000人にふえたことによる市街化区域の増につきましては、北部丘陵とか蔵上とか、産業団地で、人口増にはつながっておりませんが、流通業務団地とか、そういう部分でございます。

と、あと民間開発、5へクタール以上の大規模開発ができた部分の、あさひ野、虹が丘で すかね、その辺で、順次拡大していってる部分でございます。

西依義規委員

いや、じゃあ今後、あと5年後、10年後に、鳥栖市は、総合計画では、何年に7万5,000

人やったですかね。ありますよね。平成何年から7万5,000人を目指すって。

それを今度8万人、9万人にしていくのか、それとも、いや7万5,000人ぐらいがここの面積にちょうどいいんで、もっと住み良い住環境、道路であったり、そういったところを充実させていくのかで、私は全然方向が違うと思うんですよ。そしたら市街地拡大せんでいいですもんね。

そこは鳥栖市としては、目指される方向はありますかね。人口ふえたほうがもういいのか。

野田 浩都市整備課長

右肩上がりで人口がずっとふえ続けるっていうデータはございません。平成 40 年か 50 年には人口も減るところは半分ぐらいになるという結果も出ておりますので、永遠にずっと人口がふえ続けるわけというふうには考えておりません。

藤田昌隆委員長

みやき町が人口をふやすために、はっきり打ち出してるのは、久留米の人間をみやき町に 住まそうということで住宅を安価でやってますよね。明確なんですよね。もうみやき町は人 口が減ってる。

で、今、鳥栖……、どうも話聞いてると、いや、将来的には減りますっち。減らさないようにするために、今、いろんな手を打っとかないかん、当然、よそが減ったからっちゅうて、 うちも減ってもいいっちゅうわけじゃありませんからね。

だから、今、力のあるうちに、次の施策をはっきり明確にして、出さないかんとやないで すかと。

あんだけはっきりと、よそから分捕ってくると、久留米から引っ張ってくるというのが明確なのもね、なかなか私はいいんじゃないかなと思ってるんですよね。

人口が減る減るっち、それは今のうちに考えりゃ、いろんな方策を考えれば、減らせんようにできるわけですから、いやぁそりゃ減りますよっち、それが当たり前のように言ってるけど、そのためのいろんな方策を考えるのが、私たちじゃないでしょうかね。

野田 浩都市整備課長

私が人口が減ると言ったのは、日本全体の少子高齢化の話でございますんで。

藤田昌隆委員長

いや、だからですよ、

野田 浩都市整備課長

いや、鳥栖市がどんどん減るっていう……

藤田昌隆委員長

鳥栖市もね、鳥栖市も今後減って、このまま上昇じゃないという、その予測が立てられて

ますよね、何とか調査で。あと15年後ぐらいには右肩下がりになってくるんやろうと。だから今のうちに、下がる前の次の手を打っとくべきじゃないかなということですよね。

西依義規委員

私が言ってるのは、本当、両方、施策で決まるということですよ。人口をふやすことも減らすことも、(発言する者あり)人口、だから、ふやす政策がここが刷り合わせなかったらもうこれ議論一緒じゃないですか。

人口ふえんでいい、鳥栖市はこんくらいでいいんであれば、今、我々が言おうとしてることは、多分一生平行線ですけど、鳥栖市の発展ための人口っていうのが、やっぱり必要だというんであれば、じゃあ今この好機を逃すことって、もったいないんやないかなと思うことで、多分ここから都市計画、線引っちゅう話が出てきたんですけど、このタイミングでいいんですかね。

齊藤正治委員

話をわりと絞らにゃいかんというのは、もともとのね、線引きを外すその根拠っていうのは、何で外しなさいって言うのかって言うと、要するに、今さっき言うごと、76 町のうちの四十数町区は減ってますよと。そのうちの四十数町区のうちの 20 町区は、要するにそのために、50 戸連たん制度したけど、50 戸連たんは該当するところが 20 カ所ありますよと。

だから、そういったところを、どうしてふやそうとしていく方法を考えておるのかというのが一番大事な話で、そこからの派生で、もうそげんいろいろせんだっちゃ、都市計画の線引きを外したほうがよかっちゃなかねっていう話だけの話で。

だから、そこのね、全体の話ばしよったらね、ぼけてくるけんが、市街地を全部どうしようこうしよう……、もう市街地も、ほら、減ってるとこあるわけで、市街地はもうちょっとしっかりまちづくりをしていきゃよか話ばってんが、そういう集落のやつが減っていきよるっていうのに対して、やっぱりそこそこの文化や、ね、伝統文化とか何とか、そいった絆とか何とかってまちづくり推進協議会をつくって絆、絆って言いよるけども、現実的にはずっとそういう集落は減っていきよっわけですよね。

そういう集落をどうやってふやすかっていうことについて、施策をきちんと考えてもらわにやいかんですよっちゅうのが……。だから、それはこうやってきますよっちゅうのがもしあれば、出してもらっていいんじゃないんですかね。

いかがでございますか。

[発言する者なし]

藤田昌隆委員長

ないようですね。じゃあ私から。

50 戸連たん制度、私も前も一般質問で、これもう少し鳥栖市に合ったものに変えたがいいんじゃないかって。誰も手を挙げてないっていうのは、私、一般質問でやりました。

それで、これは県から 50 戸連たん制度ということで、去年ですか、去年おととしですかね、 (「おとどし」と呼ぶ者あり) おとどしか、下りてきて、各区長さん方が集まっていただいて、 説明会やって。

で、この結果をね、県に対して、いやどこも手を挙げてきませんでしたって。例えばコミニュケーションがどうのこうのとか言ってますが、その辺の報告は、県のほうにされたんですかね。もしくは上げない理由。これは県の施策として下りてきましたよね。

いいですか。

野田 浩都市整備課長

50 戸連たん制度、うちのほうで、市のほうで、集落活性化タイプっていうところで、運用しているとこでございます。

で、毎年、地区からの要望があれば、それについて、業務を発注する費用を補正でお願い するようになっておりますが、今まで1町区も……

藤田昌隆委員長

いや、はい、ちょっと。

私が言ってるのは、県から下りてきたこの 50 戸連たん制度に対してね、だめですと、この制度じゃ、どこも手は挙げませんというのをきちんと県に報告して、こういうふうに変えたい、変えたがいいですよという、そういう話し合いの場はあったんですかということです。

野田 浩都市整備課長

私が来てからは、まだそういう話はいたしておりません。

藤田昌隆委員長

部長、答えられます。答えられませんか。ないですか。

ですから、そういうのもね、きちんと上げてほしいんですよね。

ただ、いやどこも手を挙げませんでしただけやなくてね、せっかく下りてきた 50 戸連たん制度をもっと使いやすく、問題点のある、私はこれ 50 戸連たん制度だと思ってますので、その辺を改良型に変えて、提案までくっつけて県にもう一回差し戻すとか、ね、こういう形でさせてくれとか、その辺をぜひ県に対してもお願いしていただきたいんですよね。

ちょっと時間、すいません。ちょっと時間が、ちょうど1時間たちましたので、5分間休憩でやります。

5分間休憩をいたします。

午後2時10分休憩

∞

午後2時18分開議

藤田昌隆委員長

それでは再開します。

この線引きの廃止と都市計画というのは、先ほど詫間部長のほうからありましたように、いろんな意見を完全に出し尽くして、そしてある程度のきちんとした委員会としての意見をまとめてっていうことを今後やっていきたいし、それで、それに基づいて、先ほど詫間部長が発言されたような方向性に持っていくということで進めたいと思います。

それで、とりあえずちょっと時間もありますんで、次の…… (発言する者あり)

江副康成委員

すいません。今後の議論を集約していくためにも、今、それこそ、都市計画の基礎調査が 去年行われまして、これから都市計画の見直しということになると思うんですけど、今後ど ういう時間、スケジュールで進んでいくのか教えていただけないでしょうか。

実本和彦都市整備課長補佐兼都市計画係長

今後の都市計画、市街化区域の設定業務がどのような流れで、どのようなスケジュールで いくのかということでございます。

先ほどから申しておりますように、昨年度、都市計画に関する基礎調査というのを実施をいたしまして、土地の利用状況だとか人口の伸びなどの詳細なデータを集積したと、集めたというところでございます。

今年度におきまして、おおむね 10 年後の将来の人口とか、産業がどうなるのか、住宅用地とか産業用地に必要な面積がどれぐらい要るのか、それが現在の市街化区域に対してどれだけ不足するのかというような検証をしてまいります。

現在は、そういう動向を分析をしながら、来月から始まります専門部会、学識経験者が、 必ず専門部会というのが開かれますので、それに向けて、いわゆるその鳥栖基山の地区の区 域マスタープランをどのようにつくっていくのかというような案をつくっておるところでご ざいます。

で、今後協議がされまして、その区域マスタープランの案と、あとどれぐらい土地が足りないのか、市街化区域が足りないのかというところを検証した上で、今年度末か来年度の前

半に、農政協議というところで関係機関との協議ということになっておるところです。

来年度は、また、その用途地域がどうなのかというような検討などを行い、また、関係機関との協議を重ねていって、平成28年度に都市計画の決定図書というところまでもっていくというようなスケジュールでございます。

藤田昌隆委員長

今ありましたけど、例えば、今、この議論をやってることが反映されるためには、例えば 来月、専門部会が開かれる。そのときに、例えばこういう線引きの話とかをまとめて、そこ にきちんと投げ込んだがいいのか。その辺はどうですかね。

例えば、いろんな 10 年後のあれが出ますよね。データは出ました。そのデータをもとに話すんでしたらね、鳥栖市は、例えば線引きは廃止したほうが意見がありますよとか、そういう意見が反映されるのは、どの部分ですか。専門部会で反映される。

野田 浩都市整備課長

その専門部会っていうのは、市の土地利用、もう一つ上の区域マスの部分でございます。 だから、ある程度ゾーニングした、鳥栖東部、鳥栖基山都市計画区域のあるべき姿をイメ ージするものでございますんで。

わかりますかね。

樋口伸一郎委員

その部分なんですけど、今、地区区域っていうか、そういったところの話になるということなんですけど、そもそも、その状況が出たときに、調査の分析結果といいますか、そういったのが出たときに、その 10 年後を見合わせたような予測ができるわけだと思うんですよね。その中身について、また、私たちが知ることで、現在の線引きが適合しているのかとか、今後の都市計画について、今の現況が合ってるのかっていうのを話した上で、またさらに、今、いろんな意見があるのが煮詰まっていくのかなあと思うんですよね。

ですので、今後、そういったどこで反映されるかっていう部分では、この専門部会でなく ても、どこかでそういったのを、鳥栖市の意見として反映をさせていけないのかなあという ふうに、今、感じながらずっと聞いてるんですけど、いかがですか。

野田 浩都市整備課長

この委員会、議員の先生方からの意見等は集約して、今回の25、28の市街化区域設定調査 業務の中に、取り上げていくように、話をしていくつもりでございます。

樋口伸一郎委員

ということは、その分析結果が出た次第では、私たちにその結果内容とか、そういった現状を、10年後を見据えた、10年後と言わず見据えた先に、産業、開発地区がどれくらい要る

のかとか住宅地区がどれくらい要るのかっていう、執行部の見解というか、そういったのを 分析結果に基づいて出されたときに、私たちがまたその情報をすぐ知ることができるという 認識をしてもよろしいですか。またその分析結果が出た後のことですけど。

野田 浩都市整備課長

当然、都市計画決定、市街化区域を拡大する部分とか、もう目に見える新産業エリアとか、あの部分については、市街化区域に、多分造成後になると思いますが、編入したりする部分もございます。

あと、フレームはございますが、どの辺をっていう状況じゃなく、何へクタールぐらいの 拡大が可能ですというような説明はできると思います。

樋口伸一郎委員

その流れによっては、今現在の意見が、さまざまあると思うんですけど、またそれが、その分析結果に応じて、また変わっていったり、臨機応変に対応していったりしていただくような意見がまた出てくると思うんですよね。

ですので、最後、お願いというか要望というか、できればそういった分析結果っていうか、 そういった情報が出れば、早急にといいますか、お知らせいただければ、また考え方も変わってきたり、必要なことでプラスしないといけないような意見が出せたりするのかなと思いますので、ぜひ情報の提供といいますか、教えていただければというふうに思います。

野田 浩都市整備課長

はい、一定限の整理がついた段階で御説明をしたいと考えております。

江副康成委員

すいません、お願いなんですけども、今言われたタイムスケジュール、何か文書じゃないけど、まとめた一覧表になったやつを、よかったら委員会のほうに提出できるんだったら、 提出していただきたいなと思うんですけど。可能なら。

ラフでいいですよ、ラフで。どの時期に何をやるっていう。

野田 浩都市整備課長

はい、終了後に提出したいと考えております。

藤田昌隆委員長

それと、ちょっと、はい。

どういうメンバーの構成になるのか、例えば専門部会を傍聴できるのか、もうちょっと知りたいんですが。

野田 浩都市整備課長

確か10名ぐらいで、その半分以上の出席で成立するような専門部会になっております。

藤田昌隆委員長

いや、私がなぜこれ聞くかというと、自分たちの鳥栖の将来を決めるのをね、どういう方が決めて、どういう意見が出て、こういうマスタープランなりができるのか知りたいんですよね。

だから出席者、どういうメンバーの出席者なのか、どういう意見でこういうふうになった のか、ぜひできたら傍聴していいなら、したいなという気持ちもあるんですよね。

野田 浩都市整備課長

マスタープランというのは、市の総合計画のゾーニングした部分ですね。土地利用計画。 区域マスの分ございましたよね。あの分の修正でございます。だから、どこがどうっちゅ うのじゃないんです。

だから、極端に市が、勝手に自由にできないように、ぼーっとゾーニングしたり、極端な、 全然違うとこをする場合は、それ定めてないでしょうという、ピンポイントじゃないやつで すんで、あまり傍聴しても……。

齊藤正治委員

そいけん、線引き廃止を何で言い始めとかっていうのは、結局、最終的には自分たちのまちは自分たちでつくらにゃいかんごとなっとるわけですよ。だから、それを廃止せん以上は、 県が常に関わってくると。すると、県の顔色をうかがいながらしていかにゃいかんのが、今 の都市計画法ですよ。もうそれはもうそれで決まってるわけだから。幾ら野田大先生に言う たって、恐らくそれは難しいと思います。

だから、議会としてせんばいかんとは、早くにやっぱり打ち出して、あとはどういうふうな動き方を県がしてくるかということの動静を見ながら、これはもうある程度もう決まってる、調査は10年後に決まってるわけですから、それはもうそれで進んでいくと思いますけども、結果的に言うと、やはり、執行部同士の、県の執行部とうちの執行部同士の話じゃなくて、その中にやっぱり、地元の意見っていう議員……、議員の意見をどういうふうにそこに入れ込んでいくかっていうのは、やっぱり早目にきちんと整理をしとったほうが、私は……。

藤田昌隆委員長

はい、わかりました。

西依義規委員

ということは、今、議論している線引き廃止の、その線引きがあるがゆえの手続きを実感、 体感はできるっちゅことですよね。こんだけ面倒くさいことをやって、これぐらい広げるの にもこんだけのこのことが必要……。

ここは、私もちゃんと、どういう仕組みでどういう専門部員の方で、そこはしっかり知り

たいなと思うのはありますんで、ぜひそういうのがあれば教えていただければと思います。 以後で大丈夫です。

野田 浩都市整備課長

市も5年、10年ぐらいは、見据えることができますけど、30年、50年になると、社会がどういう変化をしているかっていうのもわかりませんので、ぼーっと土地利用計画に基づく、この辺は、こういうことをしましょうというエリアぐらいでしか、まちづくりの将来は決められないんですよね。

ただ、鳥栖がもう、産業を流通、加工、地の利を生かしてそういうことで行くっていう、 もう普遍的にすれば、市はこういう考えを持っておりますということで、県も説得できるん でしょうけど、それがなかなか一貫していない状況で、県も柔軟的に対応していただいてお りますし、市としても、その辺を方向性を出して相談してっていうのが今まで都市計画の状 況でございます。

西依義規委員

事情はえらいわかるんですけど、それを、今までの前例を、果たしてそうなのかっていうのは、やっぱ毎回考えるべきだと思うんですよ。

あと、あんまり、僕は身近なところで決めたほうがいいと思うんで、自分たちのまちのことを。けど、それにはまたいろんな利害関係があったりまとまらんとかいうところもあるかもしれんです。うまい具合のこの線引き制度がきれいにはまってるっていう、もし僕がそれ見て納得できれば、いやまた、こっちの廃止は不必要じゃないかなと思うんすけど、今の状況でいくと、廃止の方向がやっぱりいいんじゃないかなあと思ってしまったんで、そういう質問させていただきます。

いや、これがうまく機能して、もう県が完璧にやっぱり佐賀県様がいらっしゃらないと鳥栖市はって言うんであれば、もうそれは今までどおりされたほうがいいんじゃないかなと思ったんで、はい、そこの内情をお知らせいただきたいなと思いました。はい、それだけです。(発言する者あり)

藤田昌隆委員長

そしたらごめん、ちょっと。

じゃあ、まずタイムスケジュールっていうかな、今、江副副委員長のほうからあった、その辺のタイムスケジュールもペーパーでいただきたいし、さっき言ったその専門部会のメンバーとか、それから、もし傍聴、1人でも2人でも入れるなら、そこの確認とは最低でもちょっとお願いしたいと。

で、今、ぼ一っとっていうこと、ゾーンの……、そういうことでもちゃんとね、鳥栖の将

来のまちづくりのためには、当然、そういったデータがあるから、ここはどうのこうのって 言いますから、そこをぜひ一回知りたいし、委員会としても、齊藤議長が言われたように、 県に対してのね、アプローチもまた考えにゃいかんし、急いでせないかんなら急いでやるし。 そういう対応も必要でありますので、ちょっとその辺をまた御返答を、議会がすぐ始まりま すんで、その間にいただければ幸いかと思います。

それと、議長、いいですよね、それで。

齊藤正治委員

よかですよ。

∞

3 道路行政について

藤田昌隆委員長

それではちょっと時間もございますんで、次の道路行政についてっていうことで、議題といたします。

御意見のある方は発言をお願いいたします。(「資料の説明」と呼ぶ者あり)資料の説明か……。じゃあすいません、じゃあさきに資料の説明から。

何でこれ……。

内田又二建設課長

前回の委員会で、通学路点検の点検箇所について、資料提出を求められましたので、今回、 若葉小学校が8月26日、最後のほうつけてますけど、点検が終了しましたので、整理ができ ましたので、お示しをしております。

まず小学校名を書いております。 8 校です。次、点検日ですね。それから道路の種別、それから路線名、交差点名を挙げております。

それから対策内容1、2とありますが、これはまだ、現場で打ち合わせながら、考えられる対応策を挙げております。

次が対策実施期間ということで、一応 25 件、点検箇所が挙がっております。これについては今後、警察、それから道路の管理者、それから教育委員会等と協議をしながら、対応策については、これでいいのか、再度検討していきたいと考えております。

別添で25カ所の場所をプロットした地図をつけております。

以上でございます。

中川原豊志委員

はい、ありがとうございます。

先般の委員会のときに、ちょっと道路点検の件で、お尋ねをした分で出させてもらってあ りがとうございます。

この合同点検については、県とか、警察、交対協とか、多くの団体が一緒に合同点検をすることで、その対応がスムーズに行くようにということで、多分2年前、京都やったかな一一かなんかの児童の列に車が突っ込んで死傷者が出た件をもとに、こういうふうな合同点検が始まっております。

多分、2年前の建設経済委員会でも、一度この点検箇所について、委員会で再度確認をして、行政としてできる対応策について、早めにやったがいいんじゃないかとか、そこよりもこういうふうなことをしたがいいんじゃないかとかいう意見を出させてもらったりして、当初の予定よりも早く対策が進んだようなこともあったように記憶をしております。

今回、出させてもらってるこの対策、もしくは対策の期間というとこがありますが、ここについて、対策を早急にできるものがあったり、もしくは費用とか時間が要したりするものがあろうかと思いますが、その辺の状況わかれば、ちょっと教えてもらえんかなと思っております。

牛嶋英彦建設課管理係長

中川原委員の御質問にお答えいたします。

今、一覧表で 25 件、現場点検をした箇所を掲載しておりますが、その実施期間の中で、「市」っていうふうに、道路管理者の中で「市」っていうところの部分については、我々もこの通学路点検については、最優先でされるべきだというふうに考えているところでございますので、現計予算、それから補正予算などで、できるだけ対応してまいりたいというふうに考えております。

内容をちょっと今から精査をすることになって、金額なども今から出していくっていうことになりますので、この中でどこが早くできてどこが少し時間がかかるっていうのは、今のところまだ出していないところでございます。

よろしくお願いいたします。

中川原豊志委員

早急に対応をお願いします。

樋口伸一郎委員

今、「市」の部分の御説明いただきました。

で、道路種別のところに、一般県道、一般国道が入っておりまして、かなりの数、県道の ほうに関しては、かなり数があるんですけど、こちらのほうは、鳥栖市の行政としては、今 後、県とか国が絡んでくると思うんですね。

で、数も多いので、この県、仮に県道を上げるとしたら事故の種類によったら、やっぱり 車の通りも多いし、台数も多いし、重大事故の可能性はやっぱりこういう県道、国道に絡む ようなところに起きるのかなというふうに思いますので、県道に関してでいいです。今後、 数も多いので、この措置に向けてどういうふうに行動というか、やっていこうと考えられて いるかを教えていただければと思います。

牛嶋英彦建設課管理係長

この中で、県道についてでございますが、今、県の土木事務所のほうと協議をさせていただいているところでございますが、個別に言うと北小の一般県道のところの教育委員会のところについては、ちょっと指導によりですねっていうことでございますけども、後のハード面の部分、県道の部分で、ハード面の部分3カ所ほどございます。その部分について、一つはもう既に対策がなされてる箇所がございまして、田代小学校で挙がってます鳥栖田代線についての横断歩道の抹消については、公安委員会のほうで、既に横断歩道抹消、とても危険な横断歩道でございましたので、既に抹消が行われているところでございます。

あとの旭小学校の部分の児童待機場所のカラー舗装化。これについても県のほうからは、 今年度で対応したい旨のことを聞いているところでございます。詳細につきましては、また こちらのほうから、いつごろになるかというのは問い合わせはしていきたいと思いますが、 できるだけ今年度、対応したいというところで、回答を得ているところでございます。

あと一つ、鳥栖北小学校の鳥栖田代線の路面標示等の設置について。こちらのほうはまだ 時期などは聞いておりませんが、こちらについても、鳥栖市としても、できるだけ早目の対 応ということで今後お願いをしていきたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そしたら今度は、国道に関する進め方っていうのは、考えがあればお願いします。

牛嶋英彦建設課管理係長

はい。国道についても県道と同じくでございますが、この通学路点検については、国道からは、できるだけ早い時期の対応をするということでお話はいただいておりますので、この件についても、市としても、今後、関係機関と協議をする中で、いつごろになるのかっていうところについても話を、協議をしながら、できるだけ早い時期の対応っていうことを働きかけていきたいというふうに考えております。

小柳 誠国道・交通対策課長

補足でございます。

この番号で、表でいくナンバーの 21 でございます。国道 34 号の歩道設置っていうことで、 対策が上がってる箇所につきましては、昨年度、地元からでも、鳥栖市へ要望書をいただい ております。それを踏まえて、鳥栖市から今度、佐賀国道事務所のほうへ来月要望活動を行 うようにしております。あわせて地元からも一緒に要望書を提出を再度いただいて、佐国の ほうに一緒に要望活動を行う計画にしているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そしたらこういった市のほうっていうのは、割と状況というのは知りやすいかと思うんですけど、県道、国道に関してが多分、なかなか我々も情報を知ることができないかと思いますんで、随時でいいです、一遍に、一気にすることは多分できないと思いますので、できたところをできれば、こちらのほうもまた、先ほどの情報の提供というかをしていただければ助かります。

以上です。

藤田昌隆委員長

はい。ほかには。よろしいですか。

江副康成委員

すいません、これ道路行政についてであったもんですから、ここのほうで話をするんですが、若干、都市計画のほうに入ってしまうかもしれませんけど、将来の鳥栖市の道路網の整備、そういったやつは今回の見直しの時期に提案されるのかどうか、全てが都市計画道路じゃないんでしょうけども、都市計画道路っていう形で、有利な条件で進められるこのタイミングに持ち駒っていうか、提案されるようなところがあるのかどうかちょっと聞きしたかったんですけども。

野田 浩都市整備課長

江副議員の質問につきましては、新規の路線とか変更を伴う都市計画道路の部分でございますかね。

江副康成委員

ええ、新規も含めて、この辺りはもうちょっと延ばすとかですね……。

野田 浩都市整備課長

前回、資料でお示ししたあの都市計画道路の廃止、もしくは変更の部分以外では、今のと

ころ予定はございません。

以上です。

江副康成委員

都市計画、5年ごとだから、それぞれ必要なところってやつは時代と――あると思うんですよね。何かそういう準備を、やっぱり着実にやっていただきたいなと思うことと、特に線引きの廃止とかいう話もちょっと出てくる、出てきてる話、いろいろ思いもあって、そういう時期に廃止になった後になかなかここ道路つくろうと思っても、農振地区でつくれないとか、問題も出てくるかと思うし、今の時期に、将来のビジョンに合わせた道路づくりってやつをやっぱり打ち出せないと、いいまちづくりはできないんじゃないかなと思いますんで、そのあたりはよろしくお願いいたします。

西依義規委員

前回どなたか質問されて……、鳥栖市内に、道幅が4メートルもないようなところはどれだけあるかみたいなやつは、こないだ誰か言っちゃなかったですか。(「私が」と呼ぶ者あり) それだめ、(「出せないでしょ」と呼ぶ者あり)出せない。

じゃあそれに対して、市街化区域内のその道路はもうそのままの状態しか、整備は難しい ということなんですか。

野田 浩都市整備課長

一応、前回も申し上げましたとおり、鳥栖市の都市計画といたしましては、幹線道路、主要幹線は、国、県がつくりますけど、あと既成市街地の中の12メーターなり16メーターの道路を今、計画している部分が都市計画街路で計画決定している分でございますんで、それにかわる地区内の4メーターとか6メーターの道路につきましては、市道の部分もございます。あと開発道路でいただいた分もございます。

その中で、4メーターに満たない道路につきましては、セットバック等で建てかえの際には、セットバックが出てきますんで、それに応じて、4メーター未満の道路につきましては、 広げていくような方策しかないと思います。(「しかないんですね」と呼ぶ者あり)はい。

西依義規委員

これも前回聞いたんですけど、この代替路線候補の、こないだ南側の説明を受けたんですけど、北側の田代本町線と田代昌町を抜ける道を、計画廃止ですよね。

これ両方とも廃止で、縦に、北に2本ある道路は、いろいろ見てないんですけど、例えば パブリックコメントとか開かれて、意見が出る、例えば現状の、何ですかね、田代八坂神社 までぶち抜いたあの道路が生きてるんで、これは廃止しますっていう、田代昌町の道とか、 それに対して、何かやはり、確かパブリックコメントで弥生が丘方面からの車の行き来で、 現状をちょっとでも広くしたりはできないんでしょうかっていうようなコメントに対して、 交通量がふえてると歩道まで整備しなければいけないので、できませんっていうふうに書い てあったんですけど、これは当初何の目的があったけん、都市計画道路引いたんですよね。 けど、このそもそもの引いた、で、要らなくなってでいいんですかね。その、何かの代替っ て書いてあるんで、代替の整備とかは必要……、しなくていいんですかね。

藤田昌隆委員長

わかりますか。

西依義規委員

確かに今、家がいっぱい建ってるのを、例えば桜町の左カーブを真っすぐ行って、それを 昌町のところまで抜けてっていう道路ですよね、この一番右側、例えば言うと。

これはもう廃止ですか、生きてるんですかね。田代本町が廃止っていうのは聞いたんですけど、こっちの右はまだ生きてるんですかね。(発言する者あり)③です。②と③です。

野田 浩都市整備課長

幡崎交差点に近い部分については、まだ廃止しておりません。(「これは廃止してないんですか」と呼ぶ者あり)はい。(「このピンクは廃止じゃないんですか」と呼ぶ者あり)

いや、グリーンの丸い枠で囲んだ部分が廃止している、現在廃止している分でございます。 (「これは久留米甘木線の状況を踏まえてっていうところが、そうですか」と呼ぶ者あり)このグリーンの……。

西依義規委員

わかりました、すいません、勘違いしてました。じゃあ、方針は立ててないっていうことですね。はい。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

すいません、前回の地図が出ましたので、ちょっと関連させてお尋ねなんですけど、前回 の道路見直しの図ですね。この何て言うんですかね、取り組み状況の図、図のぱっと見た感 じ、そこで御説明いただいた都市計画のあの色分けしてやった地図の御説明をいただいたと 思うんですね、壁にかけて。

その開発ができるところ、市街化区域というか、その範囲とぱってこれを見たときに、開発区域の中にこういった廃止とか、継続っていうのがいろいろあるんですけども、その中にぱっと見、そこの中がメインで、道路とかもできていってるような認識をしたんですけど、現在、弥生が丘とか青葉台とか、あさ新とかいうところは、人口もふえていって、お住いに

なる方がふえてますよね。

でも、その地図の色のイメージでいうと、人口に対して道路が必要であっても、その範囲 外に、色分けの外にあったような気がしてですね。

今、それを踏まえて考えると、この人口がふえていっているところ、新興住宅地と言いますか、そのあたりの人口の比率に対する道路の数が少ないって、例えば考えたときに、道路をつくろうとするときに、そういう計画区域が足かせになったりっていう懸念はないんですか。

わかりにくかったですかね。こうぱっと見、計画区域内の中だけに道路を、まずつくっていこうっていうことで、道路、中のほうが色がたくさんついてるような今イメージなんですけど、その外の部分ってたくさんの方が今お住いになっているような状況になってきているかなあとも思うんですね。

野田 浩都市整備課長

都市施設、道路につきましては、都市計画道路につきましては、市街化区域の線引き内、 市街化区域内に都市計画道路を配置している。

あと、調整区域とかの分は、道路事業でやるっていう御説明をしましたよね。

DID区域内は都市局の街路事業でできますと。調整区域につきましては道路局の道路事業でやるようになりますと。その調整区域とDID区域外、市街化区域内につきましてはどっちでやるかっていう。

だから都市計画図については、でかい県道なりございますけど、それは計画決定、道路の 線として入ってないという御指摘だと思いますけど、はい。

だから、そういう、市街化区域内の中心市街地内を都市計画制限、道路で制限をかけているっていう部分でございます。

樋口伸一郎委員

そしたら、書面上こうやって出していただきたいとかはないんですけど、これ以外に、この状況ではない別の道路っていうのが、またあるわけですよね、これじゃくなくて。計画であったり、先ほどおっしゃってたように、新しい道路をここにつくろうとかいうのは、市街化区域外であれば、また別の、ここには載らないそういった部分があるということですか。 (発言する者あり)これが全てじゃないっていうことですか。(発言する者あり)

野田 浩都市整備課長

水色とか青とかの実線で入った分のほかが、細い灰色みたいなんで入っている線、これ大 体、主要幹線の道路としては網羅しております。

一番下が中原鳥栖線でございますし、北から南に抜けてるやつが県道の久留米基山筑紫野

線でございますし、大体、流通業務団地の中も、姫方何とか線っちゅうのがありますから、 弥生が丘の部分についても、県道の永吉神辺線もございますから、大体これが鳥栖市の幹線 道路を網羅している図にはなっております。

樋口伸一郎委員

そしたら例えば、弥生が丘に新しい道路をつくろうと思ったらつくれるわけですよね。例 えばですけど。

野田 浩都市整備課長

弥生が丘につきましては、極端な話でしょうけど、もう道路という道路は、もう6メーター道路から特殊道路、歩行者専用道路、幹線道路までありますので、新たな道路の計画っていうのは多分ないですね。

極端に言えば、九電工さんと温泉の間に道路が切れてる部分があって、基山に延ばすとか、 そういう可能性はございますけど、弥生が丘地区の中の道路の新設っちゅうのはないと思われます。

樋口伸一郎委員

すいません。そしたら、弥生が丘のほうはどちらかというと新しい町なんですけど、今度、 逆、南端にきたときに、旭とか、下野までいかないですけど、旭地区の人口増加区域あたり に、新しい道路の計画を立てようと思えば、立てることは可能ということですかね。

弥生が丘にはもうそういった整備はされているということでしょうけど、仮になんですけ ど。

例えば、この前の色分けの地図の中で言うと、色分けの外にあったような地域で、私イメージしてたんで、やりにくいところがあるのかなと思って。そういった意味でそういった線引きといいますか、それが足かせになって、そのあたりは、しにくかったり、面倒くさい手間っていうか――がふえたりするのかなあと思いましてですね。可能なのか可能でないのかっていうところなんですけど。昔からある……。

野田 浩都市整備課長

既存集落分につきましては、ある程度、市道の、結構、離合ができるような道路で連絡されていると思います。

新設可能な道路と言われますと、そこに団地の面整備をするような計画ができたりとかいう場合には、道路、2車なり、歩道を有する道路がない場合については、延伸する場合もあると考えます。

中川原豊志委員

要望でございます。聞き流しても結構でございますが、今、樋口議員がおっしゃった分で、

都市計画道路とか見ますと、本当に鳥栖市内の東側、もしくは北西といいますか、北側あたりの鳥栖市内のほうに集中しているような感じで、市内の西側、もしくは南側のほうには、都市計画道路並びにそういった大きい道路の予定なんかほとんど入ってないような感じがします。

先ほど課長のほうから新しい団地等の計画等があればという話がありましたけども、私個人としましては、新産業集積エリアが、今、進められております。過去に23~クタールやったですかね――等の団地ができまして、また、通勤等に来られる社員の方も多くなるかと思います。

今ですら、県道中原鳥栖線なり――市道の名前は何やったかな、うちん近所は……、安良 庄野線やったかな――あたりも、かなり朝夕渋滞をしている状況です。新産業集積エリアが 開発分譲されるに当たって、そこに乗り入れする車両とかの道路からすると、中原鳥栖線っ ていうか、そこしかございません。

今、鳥南橋を、架けかえ用の工事が入る等でございますけども、本当に今後、車両の渋滞 等が予測されます。それにおいて、新しく道路等をつくっていただきたいというのが私の要 望でございます。

例えば、西のほうの幹線道路というふうな形で、下野のほうから下野北信号、八軒屋信号、 それから延伸して、今、新鳥栖駅停車場線が34号線までつながろうとしてます。そこまで延伸するような道路計画を考えていただければ、新産業エリアにアクセスする関係者の方も利便性がよくなりますし、また、中原鳥栖線等の交通緩和にもつながるんじゃないな。引いては、それをさらに延伸して、新鳥栖から川久保線並びに今後ぜひ計画をしていただきたい山浦パーキングへのスマートインター、そういったとこまで延伸するような計画道路をしていただければ、本当に鳥栖のまちの利便性も向上するのかな、交通緩和にもつながるのかなというふうに思いますんで、ぜひ今後の検討課題というふうな形でお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

西依義規委員

私も中川原議員のおっしゃるとおりだと思うんですけど、そういったのも含めて、この建設経済常任委員会で、我々でこの青写真を描いて、道の、道路の。ここが役所へのお願いベースになってしまう場かどうかわからないですけど、我々議員として、この委員会として描く、道路とはこういうもんだっていうのを、執行部からアドバイスいただきながら、県のほうとかも話しながら、委員長でまとめていただくっていうのが、市民にも伝わるのかな。

そうすると、この道路は何のために必要だって、さっき中川原議員がおっしゃったのの、

ああこういう目的のために必要だ……、いや北にもこういう道路が必要だって、で、総事業費が幾らぐらいかかっぐらいまですると、何となく鳥栖市が今後、何か変わっていくんじゃないかなっていうのが市民にもわかるんじゃないかなと思うんですけど、この委員会として、青写真を描くっていうのは、可能なんですかね。それはあんまりしないほうがいいんですかね。

藤田昌隆委員長

可能なのかと……。(発言する者あり)

一応、優先順位っていうか、今のやつでね、今の部分で、もう事足りて満足と、で、しか し満足やけど、ここにすればもっとよくなるとか、いう場合だったらあれでしょうけど、と ころが既存道路さえ、不満たらたらなんよね。だって、できてないでしょ。

それと、一つは、私思うには、例えば新しい道路をつくるには、やっぱり地元の強い要望、 もうどうしても日常生活に影響を及ぼすと、要するに弥生が丘、アウトレットのあれのとき には、もうどうしようもないもんね。生活、私たちの一般生活に影響を及ぼしてるもんね。

だからこういうことだから、地元から新しく1本、抜け道を、例えば、門前のほうに、弥生が丘のね、九千部道路の、あの突き当たったところのさきに行かしてほしいとか、そういう地元からの強い要望とかがあれば、私は検討材料にはなってくると思うんですよね。

いや、これ議員として、いやこの道をつくるというのも、もちろん声を上げていかないかんのやけど、大原則は地元の強い要望があって、その声を地元議員とかが集約して、集めて、それで、それを市に要望していく。例えばここの建設経済委員会に、要望書等なり陳情書で上げていただくというのが順番じゃないかなとは思うんですが、いかが……、違いますかね。(発言する者あり)

江副康成委員

当然、地元の要望、協力しないこと、協力してもらえないことにはですよ、道はつくれないわけだから、それは非常に大事なことなんでしょうけども、やっぱり大きくターゲット的にどういったところの車の流れっていうか、見るかっていうやつ、これやっぱり大事だと思うんですよ。

例えば中川原議員がさっき提案されたやつ、結局、鳥栖市内に、結局、34 号線、の中に車がどうしても通らざるを得ないからですよ、混んで、混むから生活道路に入っていって行くというようなのあるわけですよね。

そういったときに、入らなくて、例えば今言われたところは、佐賀のほうから久留米に抜けるとき、いろいろあるかもしれませんけど、中に入らなくてバイパス的に行くというようなところを、何か、大きな流れをつくって、そして生活道路に入らないというのがやっぱり

一つの論理として、やっぱり重要じゃないのかなとは思いますけどですね。

藤田昌隆委員長

私が言ったのは、きちんとした、例えばさっき言った、中川原議員が言った新鳥栖駅とかね、川久保線、道路つなげたスマートインター化のどうのこうのね、ああいうのをきちんと、要は、持っとかないかんと思うんですよね。

現実問題として、ほいじゃこの道路をすぐつくってくれとかね、じゃなくて、今の現状は 今の道路でさえ満足に整備がされてない、非常に狭いとかね、歩道の部分が確保されてない っちゅう、たくさんあるでしょ。

それももちろん優先順位は高いと思うんですよね。現在のある道をきちんと改修なり、広げたりね、で、当然、片一方ではね、そういう議員として、こういう絵を、道路を描いておかないかんって、それは絶対必要なんですよね。

で、その新しい道路を描くときにはきちんとした、そういう地元の要望とかね、そういうものが必要であるということだけです。

西依義規委員

私が言った理由は、議会っていうか、委員会としてこういう意志を持たないと、バラバラ 8人が言って、いやこれ、お願いでは、こちら方も大体……

藤田昌隆委員長

いやいや、ですからね、ですから、そういうのはちゃんと持つべきであるし、各個人も持つべきであるし、将来的にはね、こういう要望であると、東西線にはこういう道をつくってほしいとかね、それはもう委員会のほうで、ある程度固めてね、それこそ道路行政っちゅうのは入ってますからね。

だから今後は、こういうのをしてほしいとか、委員会として、それは出してもいいと私は 思ってるんですよ。全然違うわけ……、否定してるわけでもなんでもないし、委員会として も、そういう方向で、走らないかんのかなと思っております。

西依義規委員

私もいろいろ言いたいことあるけども、これは例えば生活道路を安全にするために幹線道路が必要だという一種の大前提が統一、共有されれば、それにのっとって、ブレさずに意見が言えるんですよ。

けど、それがないなら、いやいやこっちだこっちだって、経済的にこうだ、安全だ、福祉だって、全部……、何か統一感がないかなと思ったんで、私は、本当、江副さんがおっしゃるようなので統一して、それからの委員会を進めるべきかなと、道路行政について思いました。

以上です。

江副康成委員

やっぱり結局、道路行政を責任持って、継続的にやられるのはやっぱり執行部の方なんで すよね。

だからそこが、こういう議員からこういった意見があったとこ集約されて計画的に、どの 時点で道路つくると、それが予算が取れなくて、滞ることもあるかもしれませんけどですね。

そういうやっぱり見通しをつくってもらって、先ほど都市計画の見直しの時期にあるから、 その時期に合わせて、これはやってみようとかそういったやつ、今、申しわけないけども、 今、タマを用意するのは、前回終わった後の執行部の方ですよ、基本的には。5年前からわ かってるわけですからね、この時期は。そういうやつで準備をして、あの時期に何をどうい った形でやろうかと、やつをやっぱり、長期的に、中長期的にやっぱり計画的にやっぱりや る。そのやっぱり元締めはやっぱり執行部の方だと思うんですよね。

我々はもう変わるし、執行部は継続的にどなたかがやっていくわけだから。そういうときに、やっぱり先ほど都市計画でも専門部会っていう形で専門家呼んできてやられる。それだけ大きなボリュームになれば、そういった専門家の意見も聞きながら、やっぱり検証しながら、きちんと着実に前に進めていただきたいというのが私の意見ですけどですね。

藤田昌隆委員長

いろいろね、今後の課題というか、その辺も見えてきました。

それで何遍も言いますが、今まで話してきたこと、もっと、私、もう少し時間が要るかなと思ってるんですが、これをきちんとまとめて、県なりに要望という形ではしたいと強く思ってますので、また、御相談の上、また招集かけて、させていただいたりね、もっと違うことが出てくれば、またその案件に対して、意見をどんどん言う場を設けたいと思ってます。

大体皆さん方も言いたいことは大体発言いただいたかと思います。

で、もう一回、議会中に、また時間とって、休会中でもいいですし、早急にせにゃいかん ことと、その辺の分類をきちんとして、もう一回会議の時間を持ちたいと思っております。 これで本日は委員会のほうを終了いたします。

午後3時15分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29号の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆